

令和 4 年

奈良市議会 3 月定例会
提出議案（別冊）

奈良市

目 次

奈良市議案第 44 号	市長専決処分の報告及び承認を求めることについて……………	1
〃 第 45 号	令和3年度奈良市一般会計補正予算（第16号）……………	9
〃 第 46 号	奈良市特別職の職員の給与に関する条例等の一部改正 について……………	43
〃 第 47 号	奈良市一般職の職員の給与に関する条例及び奈良市一 般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例 の一部改正について……………	45
〃 第 48 号	奈良市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する 条例の一部改正について……………	47

市長専決処分の報告及び承認を
求めることについて

地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、その承認を求める。

令和 4 年 3 月 3 日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 令和 3 年度奈良市一般会計補正予算（第 1 5 号）

市長専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、下記の事件を別紙のとおり専決処分するものとする。

令和4年2月3日

奈良市長 仲川元庸

記

- 1 令和3年度奈良市一般会計補正予算（第15号）

令和3年度奈良市一般会計 補正予算（第15号）

令和3年度奈良市の一般会計補正予算（第15号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ21,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ158,538,448千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
12. 地方交付税		千円 14,897,704	千円 21,000	千円 14,918,704
	1. 地方交付税	14,897,704	21,000	14,918,704
歳入合計		158,517,448	21,000	158,538,448

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
4. 衛生費		千円 15,282,886	千円 21,000	千円 15,303,886
	1. 保健衛生費	7,169,647	21,000	7,190,647
歳出合計		158,517,448	21,000	158,538,448

1. 一般会計
 (1) 一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書 (第 15 号)

1. 総括

(歳 入) (単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
12 地方交付税	14,897,704	21,000	14,918,704
歳 入 合 計	158,517,448	21,000	158,538,448

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		一般財源
				国県支出金	地方債 その他	
4 衛生費	15,282,886	21,000	15,303,886		21,000	
歳 出 合 計	158,517,448	21,000	158,538,448		21,000	
				一般財源内訳	地方交付税	
					21,000	

2. 歳入

第12款 地方交付税

第1項 地方交付税

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
1 地方交付税	14,897,704	21,000	14,918,704	1 地方交付税	21,000	普通交付税	
計	14,897,704	21,000	14,918,704				

第12款 地方交付税

3. 歳出
第4款 衛生費

第1項 保健衛生費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
3 墓地火葬場費	128,242	21,000	149,242	一般財源 21,000	21	補償補填及び 賠償金	墓地火葬場管理経費
計	7,169,647	21,000	7,190,647	特定財源 一般財源 0 21,000			

第4款 衛生費

令和 3 年度奈良市一般会計
補正予算（第 1 6 号）

令和 3 年度奈良市の一般会計補正予算（第 1 6 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 4, 8 1 0, 5 5 3 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 6 3, 3 4 9, 0 0 1 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法第 2 1 3 条第 1 項の規定により繰り越して使用することのできる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の変更は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

令和 4 年 3 月 3 日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 市 税		千円 50,743,090	千円 750,000	千円 51,493,090
	1. 市 民 税	24,869,073	450,000	25,319,073
	2. 固 定 資 産 税	19,125,560	300,000	19,425,560
12. 地 方 交 付 税		14,918,704	2,117,458	17,036,162
	1. 地 方 交 付 税	14,918,704	2,117,458	17,036,162
14. 分 担 金 及 び 負 担 金		740,655	660	741,315
	1. 分 担 金	5,450	660	6,110
16. 国 庫 支 出 金		45,018,096	682,871	45,700,967
	1. 国 庫 負 担 金	21,192,629	245,000	21,437,629
	2. 国 庫 補 助 金	15,265,007	49,853	15,314,860
	4. 国 庫 交 付 金	8,448,448	388,018	8,836,466
17. 県 支 出 金		11,092,879	144,764	11,237,643
	1. 県 負 担 金	5,969,629	122,500	6,092,129
	2. 県 補 助 金	3,223,410	17,264	3,240,674
	4. 県 交 付 金	1,605,552	5,000	1,610,552
19. 寄 附 金		252,200	6,300	258,500
	1. 寄 附 金	252,200	6,300	258,500
23. 市 債		15,931,600	1,108,500	17,040,100
	1. 市 債	15,931,600	1,108,500	17,040,100
歳 入 合 計		158,538,448	4,810,553	163,349,001

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		13,932,095	8,228	13,940,323
	4. 戸籍住民基本台帳費	1,126,227	8,228	1,134,455
3. 民生費		76,682,453	514,925	77,197,378
	1. 社会福祉費	35,259,148	514,925	35,774,073
6. 農林水産業費		662,760	34,754	697,514
	1. 農林費	662,760	34,754	697,514
9. 土木費		11,126,373	540,000	11,666,373
	6. 住宅費	516,730	540,000	1,056,730
11. 教育費		11,589,097	1,602,631	13,191,728
	1. 教育総務費	2,763,920	13,336	2,777,256
	2. 小学校費	1,859,660	515,892	2,375,552
	3. 中学校費	926,191	1,050,730	1,976,921
	4. 高等学校費	1,010,592	2,700	1,013,292
	6. 社会教育費	1,412,418	19,973	1,432,391
14. 諸支出金		309,138	2,110,015	2,419,153
	3. 減債基金	17,940	2,110,015	2,127,955
歳出合計		158,538,448	4,810,553	163,349,001

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
2. 総務費			千円 41,528
	1. 総務管理費	自治会等活動推進経費	2,000
		スポーツ施設整備事業	14,000
	2. 企画費	文化振興施設整備事業	17,300
	4. 戸籍住民基本台帳費	戸籍住民基本台帳事務経費	8,228
3. 民生費			5,945,507
	1. 社会福祉費	住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業経費	5,820,774
		環境改善施設整備事業	33,000
		高齢者福祉施設整備事業	7,730
	2. 児童福祉費	保育士等処遇改善臨時特例補助経費	28,216
		子育て世帯臨時特別給付金事業経費	50,087
		児童福祉施設整備事業	5,700
4. 衛生費			23,500
	1. 保健衛生費	保健衛生施設整備事業	3,500
	3. 清掃費	清掃施設整備事業	20,000
6. 農林水産業費			67,939
	1. 農林費	機構集積支援事業事務経費	264
		農村地域整備開発促進経費	5,000
		土地基盤整備事業	62,367
		美しい森林づくり基盤整備交付金事業経費	308
7. 商工費			5,000
	1. 商工費	企業誘致推進経費	5,000

款	項	事業名	金額
8. 観光費			千円 4,381
	1. 観光費	観光施設整備事業	4,381
9. 土木費			2,904,527
	2. 道路橋梁費	定期点検経費	16,000
		道路橋梁新設改良事業	1,016,666
	3. 河川費	河川堤防改修事業	54,600
	4. 都市計画費	屋外広告物事務経費	1,140
		街路事業	1,498,041
		JR奈良駅付近連続立体交差事業	273,300
		公園事業	39,896
6. 住宅費	住宅維持補修経費	4,884	
11. 教育費			2,417,212
	1. 教育総務費	教育情報化推進経費	13,336
	2. 小学校費	小学校運営管理経費	54,900
		小学校施設整備事業	1,039,976
	3. 中学校費	中学校運営管理経費	25,650
		中学校施設整備事業	1,134,448
	4. 高等学校費	高等学校運営管理経費	2,700
		高等学校施設整備事業	71,000
	5. 幼稚園費	幼稚園施設整備事業	43,000
	6. 社会教育費	公民館運営管理経費	12,229
指定文化財補助経費		19,973	
合 計			11,409,594

第3表 債務負担行為補正

1. 変更分

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
一条高等学校・中学校 校舎建設事業	令和3年度から 令和6年度まで	千円 3,400,000	令和3年度から 令和4年度まで	千円 60,000

第4表 地方債補正

1. 変更分

起 債 の 目 的	限 度 額	
	補 正 前	補 正 後
土地基盤整備事業	千円 19,800	千円 30,300
義務教育施設整備事業	738,400	1,836,400
計	15,931,600	17,040,100

1. 一般会計
 (1) 一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書 (第 16 号)

1. 総括

(単位：千円)

(歳 入)	款	補正前の額	補正額	計
1	市税	50,743,090	750,000	51,493,090
12	地方交付税	14,918,704	2,117,458	17,036,162
14	分担金及び負担金	740,655	660	741,315
16	国庫支出金	45,018,096	682,871	45,700,967
17	県支出金	11,092,879	144,764	11,237,643
19	寄附金	252,200	6,300	258,500
23	市債	15,931,600	1,108,500	17,040,100
	歳 入 合 計	158,538,448	4,810,553	163,349,001

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源				
				特定財源							
				国県支出金	地方債	その他					
2 総務費	13,932,095	8,228	13,940,323	8,228			-				
3 民生費	76,682,453	514,925	77,197,378	367,500		6,300	141,125				
6 農林水産業費	662,760	34,754	697,514	22,264	10,500	660	1,330				
9 土木費	11,126,373	540,000	11,666,373				540,000				
11 教育費	11,589,097	1,602,631	13,191,728	429,643	1,098,000		74,988				
14 諸支出金	309,138	2,110,015	2,419,153				2,110,015				
歳 出 合 計	158,538,448	4,810,553	163,349,001	827,635	1,108,500	6,960	2,867,458				
				一般財源内訳 <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>市税</td> <td>750,000</td> </tr> <tr> <td>地方交付税</td> <td>2,117,458</td> </tr> </table>			市税	750,000	地方交付税	2,117,458	
市税	750,000										
地方交付税	2,117,458										

2. 歳入

第1款 市税

第1項 市民税

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明		
				区分	金額				
2 法人	2,447,204	450,000	2,897,204	1 現年課税分	450,000	現年度分			
						均等割			
						区分	調定見込	徴収率	予算計上
						補正前	883,465	98.78%	872,686
						補正	18,223	0.00%	18,000
						補正後	901,688	98.78%	890,686
						法人税割			
						区分	調定見込	徴収率	予算計上
						補正前	1,532,275	98.78%	1,513,581
						補正	437,336	0.00%	432,000
補正後	1,969,611	98.78%	1,945,581						
計	24,869,073	450,000	25,319,073						

第1款 市税

第1款 市税

第2項 固定資産税

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明						
				区分	金額								
1 固定資産税	19,073,045	300,000	19,373,045	1 現年課税分	300,000	現年度分 (償却資産) 配分							
							区分	調定見込	徴収率	予算計上			
							補正前	788,847	98.47%	776,778			
							補正	121,865	0.00%	120,000			
							補正後	910,712	98.47%	896,778			
							一般						
							区分	調定見込	徴収率	予算計上			
							補正前	1,080,358	98.47%	1,063,828			
							補正	182,797	0.00%	180,000			
							補正後	1,263,155	98.47%	1,243,828			
計	19,125,560	300,000	19,425,560										

第1款 市税

第12款 地方交付税

第1項 地方交付税

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
1 地方交付税	14,918,704	2,117,458	17,036,162	1 地方交付税	2,117,458	普通交付税	
計	14,918,704	2,117,458	17,036,162				

第12款 地方交付税

第14款 分担金及び負担金

第1項 分担金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
1 農林水産業費分担金	1,875	660	2,535	1 土地基盤整備 事業費分担金	660	県営農業用河川工作物応急対策事業費分担金	
計	5,450	660	6,110				

第14款 分担金及び負担金

第16款 国庫支出金

第1項 国庫負担金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
1 民生費国庫負担金	19,163,578	245,000	19,408,578	2 障害者福祉費 負担金	245,000	障害者自立支援給付費負担金	
計	21,192,629	245,000	21,437,629				

第16款 国庫支出金

第16款 国庫支出金

第2項 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
1 総務費国庫補助金	692,443	8,228	700,671	5 戸籍住民基本台帳費補助金	8,228	社会保障・税番号制度補助金	
6 教育費国庫補助金	166,746	41,625	208,371	1 教育振興費補助金	41,625	学校保健特別対策事業費補助金	
計	15,265,007	49,853	15,314,860				

第16款 国庫支出金

第16款 国庫支出金

第4項 国庫交付金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
8 教育費国庫交付金	481,912	388,018	869,930	1 小学校施設整備事業費交付金	125,948	小学校大規模改造事業交付金	
				2 中学校施設整備事業費交付金	262,070	中学校大規模改造事業交付金	
計	8,448,448	388,018	8,836,466				

第16款 国庫支出金

第17款 県支出金

第1項 県負担金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
2 民生費県負担金	5,328,259	122,500	5,450,759	1 障害者福祉費 負担金	122,500	障害者自立支援給付費負担金	
計	5,969,629	122,500	6,092,129				

第17款 県支出金

第17款 県支出金

第2項 県補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
4 農林水産業費県補助金	44,404	17,264	61,668	1 農業委員会費補助金	264	機構集積支援事業補助金	
				3 土地基盤整備事業費補助金	17,000	ため池防災対策調査計画事業費補助金	
計	3,223,410	17,264	3,240,674				

第17款 県支出金

第17款 県支出金

第4項 県交付金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
4 農林水産業費県交付金	84,436	5,000	89,436	2 農業振興費交付金	5,000	中山間地域所得確保推進事業交付金	
計	1,605,552	5,000	1,610,552				

第17款 県支出金

第19款 寄附金

第1項 寄附金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
2 民生費寄附金	—	6,300	6,300	1 社会福祉事業費寄附金	6,300	社会福祉事業費寄附金	
計	252,200	6,300	258,500				

第19款 寄附金

第23款 市債

第1項 市債

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
4 農林水産業債	20,300	10,500	30,800	1 土地基盤整備事業債	10,500	土地基盤整備事業債	
8 教育債	955,400	1,098,000	2,053,400	1 義務教育施設整備事業債	1,098,000	小学校施設整備事業債 中学校施設整備事業債	335,000 763,000
計	15,931,600	1,108,500	17,040,100				

第23款 市債

3. 歳出
第2款 総務費

第4項 戸籍住民基本台帳費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 戸籍住民基本台帳費	1,126,227	8,228	1,134,455	特定財源 (内訳) 国庫支出金 8,228	12 委託料	8,228	戸籍住民基本台帳事務経費
計	1,126,227	8,228	1,134,455	特定財源 一般財源			

第2款 総務費

第3款 民生費

第1項 社会福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
3 障害者福祉費	13,030,553	490,000	13,520,553	特定財源 (内訳) 国庫支出金 245,000 県支出金 122,500 一般財源 122,500	19 扶助費	490,000	介護給付費等支給経費
12 福祉基金費	320	6,300	6,620	特定財源 (内訳) 寄附金 6,300	24 積立金	6,300	福祉基金経費
14 介護保険会計 繰出金	5,211,592	18,625	5,230,217	一般財源	27 繰出金	18,625	介護保険特別会計繰出経費
計	35,259,148	514,925	35,774,073	特定財源 一般財源			

第3款 民生費

第6款 農林水産業費

第1項 農林費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 農業委員会費	95,130	264	95,394	264 特定財源 (内訳) 県支出金 264	17 備品購入費	264	機構集積支援事業事務経費
3 農業振興費	186,110	5,000	191,110	5,000 特定財源 (内訳) 県支出金 5,000	18 負担金補助及び交付金	5,000	農村地域整備開発促進経費
4 土地基盤整備事業費	164,744	29,490	194,234	28,160 特定財源 (内訳) 県支出金 17,000 市債 10,500 分担金及び負担金 660 一般財源 1,330	12 委託料 18 負担金補助及び交付金	17,000 12,490	県営ほ場整備事業 県営農業用河川工作物応急対策事業 ため池防災対策調査計画事業 11,104 1,386 17,000
計	662,760	34,754	697,514	33,424 特定財源 一般財源 1,330			

第6款 農林水産業費

第9款 土木費

第6項 住宅費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
3 住宅新築資金 等貸付金会計 繰出金	—	540,000	540,000	一般財源 540,000	27 繰出金	540,000	住宅新築資金等貸付金特別会計繰出経費
計	516,730	540,000	1,056,730	特定財源 一般財源 540,000			

第9款 土木費

第11款 教育費

第1項 教育総務費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
2 教育振興費	1,226,933	13,336	1,240,269	一般財源 13,336	18 負担金補助及 び交付金	13,336	教育情報化推進経費
計	2,763,920	13,336	2,777,256	特定財源 0 一般財源 13,336			

第11款 教育費

第11款 教育費

第2項 小学校費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 小学校管理費	782,976	54,900	837,876	特定財源 27,450 (内訳) 国庫支出金 27,450 一般財源 27,450	10 需用費	54,900	小学校運営管理経費
4 小学校施設整備事業費	771,253	460,992	1,232,245	特定財源 460,948 (内訳) 国庫支出金 125,948 市債 335,000 一般財源 44	14 工事請負費	460,992	小学校施設整備事業
計	1,859,660	515,892	2,375,552	特定財源 488,398 一般財源 27,494			

第11款 教育費

第11款 教育費

第3項 中学校費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 中学校管理費	428,360	25,650	454,010	特定財源 12,825 (内訳) 国庫支出金 12,825 一般財源 12,825	10 需用費	25,650	中学校運営管理経費
4 中学校施設整備事業費	284,731	1,025,080	1,309,811	特定財源 1,025,070 (内訳) 国庫支出金 262,070 市債 763,000 一般財源 10	14 工事請負費	1,025,080	中学校施設整備事業
計	926,191	1,050,730	1,976,921	特定財源 1,037,895 一般財源 12,835			

第11款 教育費

第11款 教育費

第4項 高等学校費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 全日制高等学校費	930,061	2,700	932,761	特定財源 1,350 (内訳) 国庫支出金 1,350 一般財源 1,350	10 需用費	2,700	高等学校運営管理経費
計	1,010,592	2,700	1,013,292	特定財源 1,350 一般財源 1,350			

第11款 教育費

第11款 教育費

第6項 社会教育費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
6 文化財費	148,311	19,973	168,284	一般財源 19,973	18 負担金補助及 び交付金	19,973	指定文化財補助経費
計	1,412,418	19,973	1,432,391	特定財源 一般財源 19,973			

第11款 教育費

第14款 諸支出金

第3項 減債基金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 減債基金	17,940	2,110,015	2,127,955	一般財源 2,110,015	24 積立金	2,110,015	減債基金経費
計	17,940	2,110,015	2,127,955	特定財源 一般財源 2,110,015			

第14款 諸支出金

(2) 繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事業名	計上予算額	繰越予算額
2. 総務費	1. 総務管理費	自治会等活動推進経費	101,710	2,000
		スポーツ施設整備事業	21,626	14,000
	2. 企画費	文化振興施設整備事業	54,000	17,300
3. 民生費	4. 基本台帳住民費	戸籍住民基本台帳事務経費	939,679	8,228
		住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業経費	5,940,000	5,820,774
	1. 社会福祉費	環境改善施設整備事業	34,000	33,000
		高齢者福祉施設整備事業	119,803	7,730
		保育士等処遇改善臨時特例補助経費	28,216	28,216
	2. 児童福祉費	子育て世帯臨時特別給付金事業経費	4,835,153	50,087
		児童福祉施設整備事業	1,862,181	5,700
4. 衛生費	1. 保健衛生費	保健衛生施設整備事業	64,608	3,500
	3. 清掃費	清掃施設整備事業	402,764	20,000
6. 農林水産業費	1. 農林費	機構集積支援事業事務経費	1,831	264
		農村地域整備開発促進経費	5,661	5,000
		土地基盤整備事業	194,234	62,367
7. 商工費	1. 商工費	美しい森林づくり基盤整備交付金事業経費	2,994	308
		企業誘致推進経費	19,920	5,000

款	項	事業名	計上予算額	繰越予算額
8. 観光	1. 観光費	観光施設整備事業	10,634	4,381
	2. 道路橋梁費	定期点検経費	104,980	16,000
9. 土木	道路橋梁新設改良事業	道路橋梁新設改良事業	1,765,041	1,016,666
	3. 河川費	河川堤防改修事業	160,832	54,600
4. 都市計画費	屋外広告物事務経費	屋外広告物事務経費	1,689	1,140
	街路事業	街路事業	3,256,095	1,498,041
6. 住宅費	JR奈良駅付近連続立体交差事業	JR奈良駅付近連続立体交差事業	300,884	273,300
	公園事業	公園事業	86,464	39,896
11. 教育費	住宅費	住宅維持補修経費	100,000	4,884
	1. 教育総務費	教育情報化推進経費	561,956	13,336
	2. 小学校費	小学校運営管理経費	524,543	54,900
	小学校費	小学校施設整備備事業	1,232,245	1,039,976
	3. 中学校費	中学校運営管理経費	313,855	25,650
	中学校費	中学校施設整備備事業	1,309,811	1,134,448
	4. 高等学校費	高等学校運営管理経費	58,429	2,700
	高等学校費	高等学校施設整備備事業	75,000	71,000
	5. 幼稚園費	幼稚園施設整備備事業	93,000	43,000
	6. 社会教育費	公民館運営管理経費	689,608	12,229
	社会教育費	指定文化財補助経費	87,973	19,973

(3) 債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み
及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(1. 変更分)

(○印は変更後の額を示す。)

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前年度末までの 支出(見込)額		当該年度以降の 支出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳				
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源	
						国 県 支 出 金 地	方 債 そ の 他			
一条高等学校・中学校 校舎建設事業	○ 60,000 3,400,000			○ 令和3年度 から 令和4年度 まで	○ 60,000	○	60,000		○	—
				令和3年度 から 令和6年度 まで	3,400,000	260,684	2,354,400			784,916

(4) 地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調査 (単位 千円)					
区 分	補 正 前		補 正 後		当該年度末現在高見込額
	当該年度中増減見込み 当該年度中起債見込額	当該年度末現在高見込額	当該年度中増減見込み 当該年度中起債見込額	当該年度末現在高見込額	
1. 普 通 債	7,185,400	100,233,460	8,293,900	101,341,960	
(2) 教 育	991,400	26,298,425	2,089,400	27,396,425	
(4) そ の 他	2,048,100	37,817,728	2,058,600	37,828,228	
合 計	15,931,600	198,818,098	17,040,100	199,926,598	

奈良市特別職の職員の給与に関する条例等の一部改正について

奈良市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を次のように改正しようとする。

令和4年3月3日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

- (1) 奈良市特別職の職員の給与に関する条例（昭和27年奈良市条例第29号）第6条
- (2) 教育長の給与に関する条例（昭和45年奈良市条例第8号）第5条
- (3) 奈良市常勤の監査委員の給与に関する条例（平成4年奈良市条例第2号）第6条
- (4) 奈良市公営企業管理者の給与に関する条例（昭和41年奈良市条例第29号）第5条

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
（令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置）
- 2 令和4年6月の市長及び副市長、教育長、常勤の監査委員並びに公営企業管理者の期末手当の支給についてのこの条例による改正後の奈良市特別職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の特別職条例」という。）第6条、教育長の給与に関する条例（以下「改正後の教育長条例」という。）第5条、奈良市常勤の監査委員の給与に関する条例（以下「改正後の監査委員条例」という。）第6条又は奈良市公営企業管理者の給与に関する条例（以下「改正後の公営企業管理者条例」という。）第5条の規定の適用については、改正後の特別職条例第6条ただし書、改正後の教育長条例第5条ただし書、改正後の監査委員条例第6条ただし書及び改正後の公営企業管理者条例第5条ただし書中「あるのは、」とあるのは「あるのは」とし、「とする」とあるのは「と、奈良市一般

職の職員の給与に関する条例及び奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（令和4年奈良市条例第 号）附則第2項第1号中「127.5分の15」とあるのは「167.5分の10」とする」とする。

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

（提案理由）

令和3年人事院勧告に鑑み、市長及び副市長、教育長、常勤の監査委員並びに公営企業管理者の期末手当の支給割合の改定等を行おうとするものである。

奈良市一般職の職員の給与に関する条例及び奈良市一般職の
任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正に
ついて

奈良市一般職の職員の給与に関する条例及び奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与
の特例に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

令和4年3月3日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市一般職の職員の給与に関する条例及び奈良市一般職の任期付職員の採用及び
給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

(奈良市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 奈良市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年奈良市条例第21号)の一
部を次のように改正する。

第24条第2項中「100分の127.5」を「100分の120」に改め、同条第
3項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の72.5」
を「100分の67.5」に改める。

(奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第2条 奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成24年奈良
市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の
167.5」を「100分の162.5」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の奈良市一般職

の職員の給与に関する条例第24条第2項（同条第3項又は第2条の規定による改正後の奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第6条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び奈良市一般職の職員の給与に関する条例（以下この項において「給与条例」という。）第24条第4項から第6項まで若しくは第28条第1項から第3項まで若しくは第5項、外国の地方公共団体の機関等に派遣される奈良市職員の処遇等に関する条例（平成10年奈良市条例第6号）第4条第1項又は公益的法人等への奈良市職員の派遣等に関する条例（平成14年奈良市条例第10号）第4条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日（同日前1箇月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日）における次の各号に掲げる職員（給与条例の適用を受ける者及び奈良市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年奈良市条例第30号）の適用を受けていた者をいう。以下この項において同じ。）の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

- (1) 再任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員をいう。次号において同じ。）以外の職員（第3号に掲げる職員を除く。） 127.5分の15
- (2) 再任用職員 72.5分の10
- (3) 奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第5条第1項に規定する特定任期付職員 167.5分の10

（委任）

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

（提案理由）

令和3年人事院勧告を受けた一般職の国家公務員の給与改定に準じ、一般職の職員、再任用職員及び特定任期付職員の期末手当の支給割合の改定等を行おうとするものである。

奈良市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する 条例の一部改正について

奈良市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

令和4年3月3日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
奈良市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年奈良市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項及び第24条第1項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の130」を「100分の127.5」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

給 料 表

職務 の級	1 級	2 級	3 級
号給	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円
1	146,100	195,500	231,500
2	147,200	197,300	233,100
3	148,400	199,100	234,600
4	149,500	200,900	236,200
5	150,600	202,400	237,600
6	151,700	204,200	239,300
7	152,800	206,000	240,800
8	153,900	207,800	242,400

9	1 5 4, 9 0 0	2 0 9, 4 0 0	2 4 3, 5 0 0
1 0	1 5 6, 3 0 0	2 1 1, 2 0 0	2 4 5, 0 0 0
1 1	1 5 7, 6 0 0	2 1 3, 0 0 0	2 4 6, 6 0 0
1 2	1 5 8, 9 0 0	2 1 4, 8 0 0	2 4 7, 9 0 0
1 3	1 6 0, 1 0 0	2 1 6, 2 0 0	2 4 9, 4 0 0
1 4	1 6 1, 6 0 0	2 1 8, 0 0 0	2 5 0, 8 0 0
1 5	1 6 3, 1 0 0	2 1 9, 7 0 0	2 5 2, 1 0 0
1 6	1 6 4, 7 0 0	2 2 1, 5 0 0	2 5 3, 5 0 0
1 7	1 6 5, 9 0 0	2 2 3, 2 0 0	2 5 5, 0 0 0
1 8	1 6 7, 4 0 0	2 2 4, 9 0 0	2 5 6, 5 0 0
1 9	1 6 8, 9 0 0	2 2 6, 5 0 0	2 5 8, 2 0 0
2 0	1 7 0, 4 0 0	2 2 8, 1 0 0	2 6 0, 0 0 0
2 1	1 7 1, 7 0 0	2 2 9, 5 0 0	2 6 1, 6 0 0
2 2	1 7 4, 4 0 0	2 3 1, 2 0 0	2 6 3, 3 0 0
2 3	1 7 7, 0 0 0	2 3 2, 8 0 0	2 6 4, 9 0 0
2 4	1 7 9, 6 0 0	2 3 4, 4 0 0	2 6 6, 5 0 0
2 5	1 8 2, 2 0 0	2 3 5, 4 0 0	2 6 8, 4 0 0
2 6	1 8 3, 9 0 0	2 3 6, 9 0 0	2 7 0, 2 0 0
2 7	1 8 5, 5 0 0	2 3 8, 3 0 0	2 7 1, 9 0 0
2 8	1 8 7, 2 0 0	2 3 9, 5 0 0	2 7 3, 6 0 0
2 9	1 8 8, 7 0 0	2 4 0, 7 0 0	2 7 5, 3 0 0
3 0	1 9 0, 4 0 0	2 4 1, 9 0 0	2 7 7, 0 0 0
3 1	1 9 2, 2 0 0	2 4 2, 9 0 0	2 7 8, 8 0 0
3 2	1 9 3, 9 0 0	2 4 4, 1 0 0	2 8 0, 3 0 0
3 3	1 9 5, 5 0 0	2 4 5, 4 0 0	2 8 1, 8 0 0
3 4	1 9 6, 9 0 0	2 4 6, 4 0 0	2 8 3, 7 0 0
3 5	1 9 8, 4 0 0	2 4 7, 6 0 0	2 8 5, 5 0 0
3 6	1 9 9, 9 0 0	2 4 8, 9 0 0	2 8 7, 4 0 0
3 7	2 0 1, 2 0 0	2 4 9, 8 0 0	2 8 9, 0 0 0
3 8	2 0 2, 5 0 0	2 5 1, 1 0 0	2 9 0, 7 0 0

39	203,700	252,300	292,500
40	205,000	253,600	294,300
41	206,300	255,000	295,800
42	207,600	256,400	297,500
43	208,900	257,600	299,000
44	210,200	258,800	300,600
45	211,300	260,000	302,200
46	212,600	261,200	303,900
47	213,900	262,500	305,500
48	215,200	263,600	307,200
49	216,300	264,700	308,100
50	217,400	265,800	309,600
51	218,400	267,100	311,100
52	219,500	268,400	312,700
53	220,600	269,400	314,300
54	221,600	270,500	315,900
55	222,500	271,800	317,500
56	223,500	273,100	319,000
57	223,800	274,000	320,500
58	224,600	275,000	321,700
59	225,400	275,900	322,900
60	226,100	277,000	324,100
61	226,800	278,100	324,800
62	227,800	279,100	325,700
63	228,600	280,000	326,500
64	229,400	281,000	327,300
65	230,100	281,500	328,200
66	230,800	282,400	328,600
67	231,700	283,100	329,300
68	232,700	284,000	330,100

69	233,400	285,000	330,900
70	234,000	285,800	331,600
71	234,500	286,600	332,300
72	235,200	287,400	333,000
73	236,000	288,200	333,500
74	236,600	288,700	334,100
75	237,200	289,100	334,600
76	237,700	289,600	335,200
77	238,400	289,800	335,500
78	239,100	290,100	336,000
79	239,800	290,300	336,400
80	240,300	290,700	336,900
81	240,800	290,900	337,300
82	241,500	291,100	337,800
83	242,200	291,500	338,300
84	242,900	291,800	338,800
85	243,500	292,100	339,100
86	244,200	292,400	339,500
87	244,900	292,700	340,000
88	245,600	293,100	340,400
89	246,100	293,400	340,700
90	246,600	293,800	341,100
91	246,900	294,100	341,600
92	247,300	294,500	342,000
93	247,600	294,700	342,200
94		294,900	342,600
95		295,200	343,100
96		295,600	343,500
97		295,800	343,700
98		296,100	344,100

99	296,500	344,500
100	296,900	344,800
101	297,100	345,100
102	297,400	345,500
103	297,800	345,900
104	298,100	346,300
105	298,300	346,800
106	298,600	347,200
107	299,000	347,600
108	299,300	348,000
109	299,500	348,500
110	299,900	348,900
111	300,300	349,200
112	300,600	349,500
113	300,800	350,000
114	301,000	
115	301,300	
116	301,700	
117	301,900	
118	302,100	
119	302,400	
120	302,700	
121	303,100	
122	303,300	
123	303,600	
124	303,900	
125	304,200	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、令和4年4月1日から施行する。

(提案理由)

会計年度任用職員の給料月額を常勤職員と同水準に引き上げるほか、奈良市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、会計年度任用職員の期末手当について所要の改正を行おうとするものである。

